

令和6年度 第2回いじめ対策総点検 評価表  
(チェックシートによる点検の評価)

学番： 16

学校名： 新津工業高等学校

点検期間： 令和6年12月4日(水)～令和7年1月8日(水)

視点	点検項目	評価基準	評価
1・学校の組織力の強化	1-(1) 校長のマネジメントによるいじめ対策組織の有効機能	A 校長が次の全てを行っている 1 報告を受け、その日のうちに第1次判断をしている 2 いじめ対策組織会議の開催の判断と招集の指示をしている 3 被害生徒からの聴き取り内容等から重大事態にあたるか否かを判断をしている 4 保護者対応に関する判断や指示をしている 5 必要に応じて、警察との連携やSC、SSWの活用について判断している	A
		C 上記1～5の一部を行っている	
	1-(2) いじめに関する情報の速やかな管理職への報告	A 以下の全てが行なわれている 1 いじめに関する情報について、いじめ対策推進教員に速やかに集約することを、全職員に周知している 2 昨年度第1回いじめ対策総点検の学校訪問で実施したシミュレーションの内容について、校内研修等で共有した 3 アンケートを回収した日に、複数の教職員で記載内容を確認し、訴えがあった場合は管理職まで報告している 4 いじめ対策推進教員、管理職が不在時の第1次判断の方法について教職員に周知している	A
		B 上記Aの1と3が行われている	
		C 上記A1又は、3に欠けるものがある	
	1-(3) いじめ事案に対する組織的な対応	A 以下の全てが行われている 1 いじめ対策組織で対応方針を検討してから、詳細な聴き取りや事実確認に臨んでいる 2 生徒からの聴き取りや保護者との面談を、複数の教職員で行っている 3 第1次判断の後、聴き取りの内容をいじめ対策組織で共有し、認知の判断を行っている 4 いじめ対策組織の会議等で、その都度いじめの重大事態を疑い、必要に応じた対応方針を検討している 5 保護者に連絡する内容や方法をいじめ対策組織として検討している 6 第1次判断後、7日以内に県教育委員会に報告している(遅れる場合は電話で連絡している) 7 解消について被害生徒・保護者に状況を確認したうえで、いじめ対策組織で判断している 8 解消状況について、毎月期日までに県教育委員会に報告している	A
		C 上記1～8の一部を行っている	
	1-(4) スクールカウンセラーとの情報共有	A 全ての会議内容について情報共有している	A
		C 以下のどれかにあてはまる 全職員に月例の職員会議で情報共有している 全職員には情報共有していない	
	1-(5) 学校いじめ防止基本方針の見直し	A 令和4年12月の生徒指導提要の改訂後、貴校の「学校いじめ防止基本方針」について、改訂前の「未然防止」「早期発見」「対処」の3層構造から「発達支持的生徒指導」「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」「困難課題対応的生徒指導」の4層構造へ見直しを実施した	A
B 令和6年度中に、見直しを実施する			
C 次年度に、見直しを実施する			
2・教職員の意識改革と指導	2-(1)(2) いじめ対応等に関する校内研修	A 校内研修の実施が年3回以上	A
		B 校内研修の実施が年1～2回行う	
		C 実施しない	
	2-(4) 教職員のいじめ防止対策推進法の理解	A いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が9割以上である	B
		B いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割以上9割未満である	
	C いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割未満である		

視点	点検項目		評価基準		評価
3 ・相談しやすい体制	3-(2)	いじめに関するアンケートの回答方法の工夫	A	「無記名式」や「持ち帰って記入させる」など、児童生徒が記入しやすくしている	A
			C	1 「記名式で学校で実施」のみを行っている	
4 ・保護者との連携	4-(1)	第1回いじめ対策総点検の自校結果の保護者への公表	A	1 学校ホームページに掲載している 2 文書配付等により公表している 3 一斉メール送信システム等を利用して公表している	A
			C	4 公表していない	
	4-(2)	いじめ認知時の保護者への伝え方の配慮	A	「伝え方についての検討」をするとともに、保護者に伝える際には担任だけでなく「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」ようにしている ※担任を支援できる者・・・学年主任等、生徒指導主事、いじめ対策推進教員など	A
			B	上記Aのうち「伝え方についての検討」又は「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」の一方のみ行っている	
			C	「伝え方についての検討」及び「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」のどちらも行っていない	
	4-(3)	いじめ認知の保護者への伝え方（被害生徒が対応を拒む場合）	A	いじめ事案への対応について、被害生徒やその保護者が加害生徒への聴き取り、指導等の対応を拒んだ場合、基本的な学校の姿勢として被害生徒やその保護者への働き掛けとして、1～3を行っている  1 加害生徒への対応を拒む理由を確認する 2 被害生徒を徹底的に守ることを伝える。 3 加害生徒への聴き取り、指導方法などについて、具体的な例をあげ意向を確認する 4 加害生徒への直接的な対応を控え、関係生徒が特定されないよう配慮しながら、集会等での全体指導やアンケート調査などを行うことができることを伝える 5 被害生徒やその保護者の意向に従い、継続的に見守りを行うことを伝える 6 上記の対応のいずれも行っていない	A
C			上記1～3に行っていないものがある、または6のみ回答		
5 ・自殺予防（その他）	5-(1)	自殺予防への取組	A	すべての取組に対応した	A
			C	取組に対応しなかったものがある	